第十二条　保安規定認可者は、この規則の施行後最初にする第四号新規制法第四十三条の三の八第一項の規定による変更の許可（第四号新規制法第四十三条の三の五第二項第五号及び第十号に掲げる事項のうち実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第五号。以下「実用炉設置許可基準規則」という。）第八条及び第九条並びに第三章の規定又は研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第九号。以下「研開炉設置許可基準規則」という。）第八条及び第九条並びに第三章の規定に適合するために必要な事項の変更に係るものに限る。）の申請と同時に第四号新規制法第四十三条の三の二十四第一項に規定する保安規定の変更の認可（新実用炉規則第九十二条第一項第二十号から第二十三号まで若しくは同条第三項第十七号から第二十号まで又は新研開炉規則第八十七条第一項第二十号から第二十三号まで若しくは同条第三項第十七号から第二十号までに掲げる事項に係るものに限る。）を申請しなければならない。

2　前項の規定による保安規定の変更の認可を申請した保安規定認可者については、当該申請に係る認可又は認可の拒否の処分のあった日までの間は、新実用炉規則第八十三条から第八十六条まで、第九十二条第一項第二十号から第二十三号まで、同条第三項第十七号から第二十号まで並びに第九十五条第一項及び第二項並びに新研開炉規則第七十八条から第八十一条まで、第八十七条第一項第二十号から第二十三号まで、同条第三項第十七号から第二十号まで並びに第九十条第一項及び第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第十三条　この規則の施行の際現に設置法附則第二十二条第一項の規定により第四号新規制法第四十三条の三の二十七第一項の規定によりされた認可とみなされた第四号旧規制法第四十三条の二第一項の規定による認可を受けている者（以下「核物質防護規定認可者」という。）については、新実用炉規則第九十一条第二項第十六号の規定は、平成二十五年十二月二十七日までは適用しない。この場合において、核物質防護規定認可者は、平成二十五年九月二十六日までに第四号新規制法第四十三条の三の二十七第一項に規定する核物質防護規定の変更の認可（新実用炉規則第九十六条第一項第七号に掲げる事項に係るものに限る。）を申請しなければならない。

2　核物質防護規定認可者については、新研開炉規則第八十六条第二項第十六号の規定は、平成二十六年三月二十八日までは適用しない。この場合において、核物質防護規定認可者は、平成二十五年十二月二十七日までに第四号新規制法第四十三条の三の二十七第一項に規定する核物質防護規定の変更の認可（新研開炉規則第九十一条第一項第七号に掲げる事項に係るものに限る。）を申請しなければならない。

第十四条　核物質防護規定認可者は、この規則の施行後最初にする第四号新規制法第四十三条の三の八第一項の規定による変更の許可（第四号新規制法第四十三条の三の五第二項第五号及び第十号に掲げる事項のうち実用炉設置許可基準規則第四十二条又は研開炉設置許可基準規則第四十二条の規定に適合するために必要な事項の変更に係るものに限る。）の申請と同時に第四号新規制法第四十三条の三の二十七第一項に規定する核物質防護規定の変更の認可（新実用炉規則第九十六条第一項第八号又は新研開炉規則第九十一条第一項第八号に掲げる事項に係るものに限る。）を申請しなければならない。

2　前項の規定による核物質防護規定の変更の認可を申請した核物質防護規定認可者については、当該申請に係る認可又は認可の拒否の処分のあった日までの間は、新実用炉規則第九十一条第二項第十三号、同項第十七号及び第九十六条第一項第八号の規定並びに新研開炉規則第八十六条第二項第十三号、同項第十七号及び第九十一条第一項第八号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第十五条　この規則の施行前に原子力保安省令の規定によってした処分、手続その他の行為であって、新実用炉規則又は新研開炉規則に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、新実用炉規則又は新研開炉規則の相当の規定によってしたものとみなす。

第十六条　原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十五年政令第百九十一号）第十一条の規定により設置法附則第二十三条第一項前段の規定による届出を要しないとされた者に対する第二十一条の規定による改正後の東京電力福島第一原子炉施設規則第十七条の二の規定の適用については、第四号新規制法第六十四条の三第一項の認可により認められた期間内は、なお従前の例による。

第十七条　この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の一部改正）

第十八条　次に掲げる規則の規定中「第十九条の十六の二から第十九条の十六の八まで」を「第百二十七条から第百三十三条まで」に改める。

一　核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則（昭和三十二年十二月九日総理府・通商産業省令第一号）第七条の六の二

二　核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和四十一年総理府令第三十七号）第九条の十五の二

三　使用済燃料の再処理の事業に関する規則（昭和四十六年総理府令第十号）第十九条の十五の二

四　核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則（昭和六十三年総理府令第一号）第二十二条の十六の二

五　核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則（昭和六十三年総理府令第四十七号）第十九条の十五の二

六　使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則（平成十二年通商産業省令第百十二号）第四十三条の十二の二

七　核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則（平成二十年経済産業省令第二十三号）第八十八条の二

（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則の一部改正）

第十九条　核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第八号中「第一条第二項第七号」を「第二条第二項第七号」に、「研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則」を「研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」に改める。

（原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する省令の一部改正）

第二十条　原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する省令（平成二十四年文部科学省・経済産業省令第二号）の一部を次のように改正する。

第一条第七号中「第十五条第四号」を「第九十条第四号」に、「研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則（平成十二年総理府令第百二十二号）第三十四条第四号」を「研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（平成十二年総理府令第百二十二号）第八十三条第四号」に改め、同条第八号中「第十五条第七号」を「第九十条第七号」に、「研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則第三十四条第七号」を「研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第八十三条第七号」に改める。

第六条の表下欄中「第一条第二項第四号」を「第二条第二項第四号」に、「研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則」を「研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」に改める。

（原子力規制委員会の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第二十一条　原子力規制委員会の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成二十四年原子力規制委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表上欄中「研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則」を「研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」に改め、同表下欄中「第七条第六項」を「第六十七条第六項」に、「第二十五条第六項」を「第六十二条第六項」に改める。

○原子力規制委員会規則第五号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第四十三条の三の六第一項第四号の規定に基づき、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則を次のように定める。

平成二十五年六月二十八日

原子力規制委員会委員長　田中　俊一